

令和8年度ストレスチェック等の実施に係る業務委託
採用候補者決定基準（案）

東京都職員共済組合が発注する「令和8年度ストレスチェック等の実施に係る業務委託」に係る採用候補者決定基準については、次に掲げる方法による。

1 審査機関

（1） 本委託業務の評価点の審査については、「令和8年度ストレスチェック等の実施に係る業務委託企画審査会（以下「審査会」という。）」において実施する。

2 採用候補者決定基準

（1） 採用候補者の決定方法

採用候補者は、次の各要件ア及びイに該当する者のうち、技術点と価格点の合計である「総合点」が最も高い者とする。

ただし、最高得点者が2社以上あるときは、当該事業及び契約事務に関係ない東京都職員共済組合職員にくじを引かせ決定する。

ア 経費内訳書の価格が提示額の制限の範囲内であること。

イ 技術点が無効となっていないこと。

無効は以下のとおりとする。

（ア） 総得点が「0点以下」の場合

（イ） 提出が必須とされた資料を未提出の場合

（ウ） 技術点を評価するために提出された資料及び様式の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

（2） 技術点及び価格点の得点配分

300点を満点とする。得点配分は、技術点を200点、価格点を100点とする。技術点の評価項目（大項目）及び配点は、以下の通りとする。

No.	評価項目（大項目）	配点
1	実施体制	80点
2	実施方法	120点

3 技術点及び経費内訳書の価格の評価方法

（1） 技術点の評価は、「提案書」の評価によって行い、その評価基準は「4 評価基準」によるものとする。

（2） 技術点の評価は、審査会各委員の採点を合計し、委員数で割ったものとする。算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(3) 提案内容に係る評価

それぞれの評価項目について、審査会の各委員が以下の6段階で評価し、各項目に応じて加重をかけたものを得点とする。

段階	評価基準	採点
①	提案なし又は全く評価できない	0
②	評価できない	2
③	どちらかといえば評価できない	4
④	どちらかといえば優れている	6
⑤	優れている	8
⑥	特に優れている	10

(4) 経費評価については、所定の計算式により算出した値により点数を付与する。また算出した値が負の場合は、必須とする項目を満たしていないと判定する。

(5) 価格点は、経費内訳書の価格に応じ、点数化する。点数化の方法は、次に示す方法による。

「価格点=満点の価格点 - (経費内訳書の価格／提示額) × 満点の価格点」

算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

4 評価基準

評価基準については、提案書の提出依頼時に別途提示予定。

5 その他

基準日(※)の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止を受けている場合に当該案件における評価点の満点の10% (20点) を減点する。

ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為の実績点についての評価は行わないこととする。

※ 各四半期の初日(4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日)のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。